

きじの里短期入所施設重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(静岡県指定 第2277201485号)

当事業者が利用者に対して指定短期入所施設生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

- 1 事業所の概要
- 2 事業所の職員の概要
- 3 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の概要
- 4 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の運営方針
- 5 利用料金
- 6 サービスの利用方法
- 7 サービス利用にあたっての留意事項
- 8 サービス内容
- 9 事故発生時の対応方法
- 10 非常災害対策
- 11 個人情報保護
- 12 身体拘束廃止について
- 13 虐待防止について
- 14 緊急時の対応方法
- 15 契約終了
- 16 苦情受付
- 17 協議事項
- 18 裁判管轄

1 事業所の概要

事業所の名称	きじの里短期入所施設
事業所の所在地	浜松市浜名区染地台五丁目4番3号
電話番号	053-585-3333
法人の種別及び名称	社会福祉法人 峰栄会
代表者職	理事長
代表者名	高杉 威一郎
介護保険事業所番号	2277201485
指定年月日	平成23年6月1日
通常の送迎の実施地域	静岡県浜松市内

2 事業所の職員の概要

職種	員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤
医師	1名	非常勤
生活相談員	1名	常勤
ユニットリーダー	10名	常勤
介護職員	23名	常勤・非常勤
看護職員	4名	常勤・非常勤
機能訓練指導員	1名	非常勤
管理栄養士	2名	常勤
調理員	4名	委託

※特養80床を含む職員配置

3 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の概要

定員	20名
居室	全室個室ユニット型
浴室	一般浴、中間浴槽、特殊浴槽

4 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の運営方針

短期入所生活介護

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会

的關係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

介護予防短期入所生活介護

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

5 利用料金

(1) 当事業所の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供(介護保険適用分)に際して、利用者が負担する利用料金は、介護保険負担割合証に基づき、お支払いして頂きます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては10割を負担していただきます。また、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成が済んでいない方は、償還払いになることもあります。

ユニット型個室

介護度	介護費	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1	529単位	537円	1,075円	1,613円
要支援2	656単位	667円	1,334円	2,001円
要介護1	704単位	715円	1,431円	2,147円
要介護2	772単位	785円	1,570円	2,355円
要介護3	847単位	861円	1,722円	2,584円
要介護4	918単位	933円	1,867円	2,800円
要介護5	987単位	1,003円	2,007円	3,011円
送迎加算	184単位	187円	374円	561円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ				

※介護保険の適用を超えた部分のサービス利用料(自費)は単位数に10.17を乗じた金額になります。

※通常の送迎の実施地域を超えた場合は、次の・金額を負担していただきます。

通常の送迎の実施地域を超えてから20km未満 400円

通常の送迎の実施地域を超えてから20km以上 600円

(2) その他の費用

食費、滞在費、理美容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用は、利用者の負担となります。

ユニット型個室

利用者負担段階	食費	滞在費
第1段階	300円	820円
第2段階	600円	820円
第3段階①	1,000円	1,310円
第3段階②	1,300円	1,310円
第4段階(標準)	1,445円	2,066円

※おやつ代金 80円、カット代金 2,200円

食費の内訳として、朝食310円、昼食600円、夕食535円とします。また、上記の食費を超えない場合、その金額が自己負担となります。

(3) 料金の支払い方法

利用者が当事業所に支払う料金の支払い方法については、月ごとの清算とします。毎月20日までに、前月分ご利用いただいたサービス料金の請求をします。サービス利用の翌々月の12日までにお支払いください。利用料金の支払いは、口座振替、銀行振込み又は現金により、お受けいたします。

(4) キャンセル料

利用者の都合により短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護をキャンセルした場合には、下記の料金をいただきます。キャンセルする場合には、至急事業所に連絡してください。

利用日の前日19時迄にご連絡をいただいた場合	無料
利用日の前日19時迄にご連絡がなかった場合	1日分の利用料金の10%

(5) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、当該市町村の窓口へ提出し、差額(介護保険適用分の9割)払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・当事業所の担当職員が利用者のお宅に伺い、当事業所の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容などについてご説明致します。
- ・この説明書により利用者の同意を得た後、当事業所の担当職員が短期入所生活介

護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成し、サービス提供を開始します。(利用期間が短い期間には作成しない場合があります。)

・利用者が居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者所にご相談ください。

7 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 面会時間

・面会時間が10時～17時までとします。ただし、利用者の体調により受診が必要な場合にはこの限りではありません。1階事務所カウンターにて面会簿にご記帳をお願いします。

- ・面会時におやつなどを持参された際には、介護職員に声をお掛けください。
- ・感染症の状況に応じて面会ができない場合があります。

(2) 外出・外泊

- ・外出・外泊(定期受診を含む)を希望される際は、事前に日時をご連絡ください。
- ・送迎については、ご家族でお願い致します。
- ・感染症の状況に応じて外出・外泊できない場合があります。

(3) 金銭の管理

・基本的に貴重品類は、事務所でお預かりさせていただきます。必要最小限の金銭は本人管理も可能です。その際は、管理方法について利用者と相談させていただきます。

(4) 所持品の持ち込み

- ・日常生活の中で使用されているもの(メガネ、補聴器、吸引器、エアーマット等)と衣類をお持ち込みください。持ち込まれるものには原則としてすべてお名前のご記入をお願いします。
- ・排泄用品(紙おむつ、尿パット類)の持ち込み可能です。ただし、当事業所の排泄用品を利用していただくこともできます。利用時に相談に応じます。
- ・おやつを持ち込みは原則禁止です。利用者本人の状態により必要な場合は、職員管理により持ち込み可能とします。

8 サービス内容

食事	朝食:7時30分～、昼食:12時～、夕食:18時～
排泄	随時誘導・交換
入浴	一般浴・特殊浴槽とも週2回、他希望時対応
健康管理	毎朝検温・脈拍チェック、他随時バイタルチェック、様子観察
理美容	月に1～2回利用可能

※サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法について、利用者にわかりやすく説明をします。

※サービスの提供に用いる設備・器具については安全・衛生に常に注意を払います。

9 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡をとり、必要な措置を講じ、事故の状況等について記録を残します。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策

天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。具体的な災害の対応方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認します。非常災害に備え、定期的に防災訓練を行います。

11 個人情報保護

職員又は職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないようにします。居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得ます。個人情報の使用に係る同意書に基づき、使用する目的、条件等を定め使用します。

12 身体拘束廃止について

サービスの提供にあたり利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

13 虐待防止について

利用者の尊厳の保持・人格尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に高

高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応・再発防止に努めます。

14 緊急時の対応方法

主治医もしくは、協力医療機関等に連絡いたします。

かかりつけ医	病院名	
	連絡先	
緊急時入院病院	病院名	
	連絡先	
連絡先	①氏名	
	住所	
	電話番号	
	②氏名	
	住所	
	電話番号	
	③氏名	
	住所	
	電話番号	

15 契約終了

①利用者は、現に事業所サービスを利用している期間を除き、2日前までに事業所に通知することにより、この契約を解約することができます。

ただし、次の理由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 一 事業所が正当な理由がなく事業所サービスを提供しないとき。
- 二 事業所が守秘義務に違反したとき。
- 三 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 四 事業所は閉鎖したとき。

②事業所は、次の理由に該当する場合には、事前に文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- 一 利用者が事業所に支払うべき利用料金を3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に利用料金の支払いがないとき。

二 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

③次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。

この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。

一 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合。

二 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。

三 利用者が死亡した場合。

16 苦情受付

当事業所における苦情、相談窓口

苦情受付担当者 袴田 真史

苦情解決責任者 加藤 美恵子

ご利用時間 8:15～17:15

電話番号 053-585-3333

FAX 番号 053-585-3390

市町村	担当窓口	浜松市役所 介護保険課
	所在地	浜松市中央区元城町103-2
	電話番号	053-457-2324
国民健康保険 団体連合会	所在地	静岡市葵区春日二丁目4番34号
	電話番号	054-253-5590
	FAX 番号	054-251-3445

17 協議事項

契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

18 裁判管轄

利用者及び事業者は、契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の合意管轄裁判所とすることを予め合意します。

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項を説明しました。

(事業者)

住所 浜松市浜名区染地台五丁目4番3号

名称 きじの里短期入所施設

説明者 印

この説明書に基づいて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印